

# 県立足柄上病院石綿等含有調査業務委託仕様書

## 1 目的及び概要

県立足柄上病院再整備事業において、現2号館の解体及び1・3号館の改修を行うにあたり石綿等による労働者の健康障害を防止するとともに、適正な解体、改修工事を施工するため、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）（以下、「石綿則」という。）第3条に基づき事前調査を実施する。

## 2 業務内容

### (1) 一般事項

- ア 受注者は、本業務の実施にあたり関係する諸法令を遵守すること。
- イ 石綿等の扱いについては、石綿則を遵守すること。
- ウ 受注者は、石綿等含有調査の技術上の実務を統括する作業責任者を定め、氏名その他の必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務期間中に作業責任者を変更する場合も同様とする。
- エ 作業責任者は、「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成30年10月23日告示第1号）により厚生労働大臣に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者であること。
- オ 業務実施前に次の項目を記載した業務計画書を作成し、発注者に提出すること。
  - ・業務工程表
  - ・作業責任者の氏名、年齢、役職、実務経験年数及び上記エの証明資料（写し可）
- カ 目視調査及び試料採取等の作業時間は、平日の8時30分から17時15分までを原則とし、事前に発注者と協議すること。
- キ 試料採取にあたっては、建材等が飛散しないように養生を行い、試料採取後は、飛散防止のための措置を行うこと。
- ク 発生材等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、受注者の責任において適切に処分すること。
- ケ 受注者は、本業務の実施にあたり、労働安全衛生法その他関係法令に従い、常に安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。

### (2) 調査内容

#### ア 調査の概要

石綿則第3条に基づき、石綿等の使用の有無を調査する。

## イ 調査の範囲

調査範囲は、次の3棟の建築物とする。

	施設名	構造	階数	建築年	延床面積	対象箇所
足柄上病院	1号館	SRC造	地下1階 /地上5階	H元	約 5,343㎡	・外装仕上塗材 ・内装建材 ・配管設備の保温材及び継手等 ※改修予定
	2号館	RC造	地下0階 /地上3階	S37	約 3,401㎡	・外壁仕上塗材 ・内装建材 ・配管設備の保温材及び継手等 ※解体予定
	3号館	SRC造	地下1階 /地上5階	H13	約 15,094㎡	・外装仕上塗材 ・内装建材 ・配管設備の保温材及び継手等 ※改修予定

## ウ 調査の方法

調査は、次の指針及びマニュアルに準拠した方法で行うこと。

- ・建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（厚生労働省平成26年3月31日付け技術上の指針公示第21号）
- ・建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の策定について（平成26年4月23日付け厚生労働省基発0423第7号）
- ・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）

## エ 調査手順

調査及び分析は以下の要領で行うこと。

### (ア) 資料調査（一次スクリーニング）

建築年次、構造、既存の設計図等により、石綿等を含有する建材等（含有する可能性がある建材等を含む）の使用の有無について調査すること。

### (イ) 目視調査（二次スクリーニング）

現場において建物全体を目視により、石綿等を含有する建材等（含有する可能性がある建材等を含む）の使用の有無について調査すること。

### (ロ) 分析調査

- ・資料及び目視調査において、石綿等を含有する建材等（含有する可能性がある

建材等を含む) の判定ができない場合は、試料を採取し、石綿等含有の有無について分析調査を実施すること。

- ・分析方法は、J I S A 1 4 8 1 - 1 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第1部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法) により定性分析を実施すること。
- ・分析技術者は、公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業(石綿分析に係るクロスチェック事業)」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者または一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修修了者」若しくは「アスベスト分析インストラクター」とする。
- ・分析数量は、定性分析30試料とする。なお、本分析数量は概数とし、数量に増減が発生した場合は契約変更の対象とする。
- ・分析数量は、発注者と受注者で事前に協議のうえ決定する。

(エ) 対象石綿等

調査対象の石綿等は「クリソタイル(12001-29-5)」、「クロシドライト(12001-28-4)」、「グリュネライト系アスベスト(アモサイト)(12172-73-5)」、「アンソフィライト・アスベスト(77536-67-5)」、「トレモライト・アスベスト(77536-68-6)」及び「アクチノライト・アスベスト(77536-66-4)」の6成分とする。

オ 調査報告書の作成

調査報告書には、次の事項を記載し、写真や図面を添付し調査した箇所が明らかになるように記載すること。

- ・調査方法及び調査箇所
- ・分析調査者氏名及び所属
- ・石綿の含有が認められた建材の所在を記した平面図等
- ・調査個所の写真並びに建材(試料)を採取した写真

定性分析の結果報告書は、建材製品中のアスベスト含有率測定方法(J I S A 1 4 8 1 - 1) の付属書の報告書の様式例等に準じて作成すること。

3 成果物

成果物の内容及び提出部数は以下のとおりとする。

- (1) 調査報告書(A4ファイル収納) 3部
- (2) 調査報告書の電子データ 2枚(CD-R)

#### 4 契約期間

契約締結日から令和4年2月18日まで

#### 5 特記事項

- (1) 分析数量に増減が生じた場合は契約変更の対象とする予定であることから、入札内訳書には別添の定性分析の単価等を記入した内訳明細書を添付すること。
- (2) 受注者は、調査結果及び本業務で知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (3) 採取作業等の実施にあたっては、法に定められた安全規程を遵守するとともに、病院職員や病院利用者の妨げにならないよう細心の注意を払うこと。また、患者の安全及びプライバシーに十分に注意し作業すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、その都度発注者と受注者で協議のうえ決定する。

(別添)

### 県立足柄上病院石綿等含有調査業務内訳書

区 分	項 目	数 量	単 位	単 価(円)	金 額(円)	備 考
石綿等含有 調査	資料調査	1	式			
	目視調査	1	式			
	試料採取	1	式			
	定性分析調査 JIS A 1481-1	30	検体			
	調査報告書作成	1	式			
	諸経費	1	式			
計						
消費税相当額						
合 計						

※入札内訳書に添付し、提出すること。

※項目については、適宜修正の上作成すること。ただし、定性分析調査は数量の増減により契約変更を予定していることから、単価が明確になるよう作成すること。